

(施策案)

高砂市指定ごみ袋制度の導入について

令和4年8月

高砂市生活環境部エコクリーンピアはりま

— 指定ごみ袋制度について —

指定ごみ袋制度とは、家庭からのごみを排出する際に使用のごみ袋の規格（大きさ、色、形）、ごみの種類などを高砂市が定め、指定されたごみ袋により排出されたものを収集する制度であり、ごみの適正排出や分別徹底に効果があります。

高砂市が導入を進めている指定ごみ袋制度は、ごみ処理にかかる費用を袋の販売価格に上乗せする「ごみの有料化」とは異なります。

注

高砂市では、「ごみの有料化」を進めているではありません。

高砂市が導入を進めている指定ごみ袋制度は、袋の価格にごみ処理費用を上乗せする「ごみの有料化」ではありません。

高砂市が導入を進めている指定ごみ袋の販売価格は、市販のごみ袋程度の価格で販売される見込みです（※ごみ袋の厚さや袋に印字する文字を指定することから、市販のごみ袋より若干高くなる可能性があります。）。

目 次

1 高砂市のごみ出しの現状・課題	1
2 指定ごみ袋制度の導入目的・理由	3
3 県下の導入状況	4
4 指定ごみ袋制度の導入効果	5
5 これまでの検討の経過	6
6 指定するごみ袋の規格等について	6
7 市民の皆さまへの周知	8
8 指定ごみ袋制度の導入に向けたスケジュール	8
9 指定ごみ袋制度についてのQ&A	9

【 お問合せ先 】

〒675-0074 高砂市梅井6丁目1番1号

高砂市生活環境部エコクリーンピアはりま（計画管理兼ごみ減量化担当）

電 話 079-448-5260

F A X 079-448-5338

E-mail tact3420@city.takasago.lg.jp

1 高砂市のごみ出しの現状と課題

(1) ごみステーションの排出状況

家庭から排出された燃やすごみについて、市内のごみステーションからごみ袋約150袋を採取し、内容物の調査を行ったところ、資源化可能な紙類が10.6%、燃やさないごみは4.7%混入している結果となりました（表1参照）。

また、燃やさないごみの排出状況の調査確認においては、ダンボール箱、あきかん、あきびんなどの資源物が未分別で排出されている状況（写真1、2）が多く見受けられるほか、市境の地域では、他市からのものと思われるごみが持ち込まれやすくなっている状況にあります。

ごみの未分別やマナー違反のごみ出しは、ごみステーションの管理を行う自治会や掃除当番の方々等への負担となっており、また、ごみ処理量及び処理費用の増大にもつながることから、その対策が課題となっています。

表1 燃やすごみの組成調査結果（重量ベース）

内訳		分別量 (kg)	組成 (%)
紙類	資源化可能な紙類	2.56	10.6
	資源化できない紙類	3.15	13.1
布類		0.13	0.5
その他プラスチック類		5.96	24.8
木・竹・わら・草類（剪定枝、草類、木片類）		2.12	8.8
ゴム・皮革類、その他の可燃ごみ		0.21	0.9
燃やさないごみ（燃えない素材のごみが混入）		1.12	4.7
※厨芥類（食べ残し・直接廃棄など）		8.83	36.7
合計		24.08	100.0

*環境省支援事業：令和2年度高砂市食品ロス実態調査報告書による。

写真1 燃やさないごみの排出状況（一例）



- ① 燃やさないごみの日に、ダンボール箱ごと排出されています。
- ② 飲料用・食品用のかん、食品用のびんも燃やさないごみの日に排出されています。

写真2 粗大ごみの排出状況（一例）



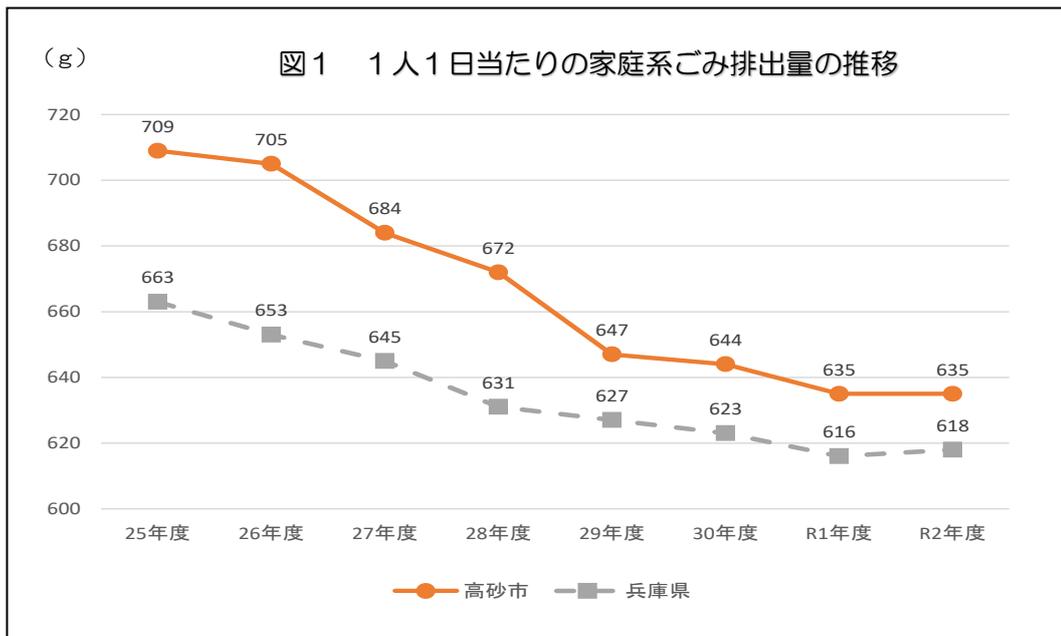
- ③ 粗大ごみの日に、洗剤やシャンプーのプラスチック製の容器が排出されています。
（※小さなプラスチック類は燃やすごみ）
- ④ 粗大ごみの日にも、飲料用・食品用のかんが排出されています。

（2）家庭系ごみの排出量

市民の皆さんのご協力により、ごみ排出量は年々減少傾向にあります。市民1人1日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ）は、兵庫県平均を上回っています（図1参照）。

高砂市においては、より一層のごみの減量化・再資源化を推進する上で、家庭系ごみの減量化が課題となっています。

ごみの適正排出と分別徹底の改善を図ることができれば、ごみの減量化・再資源化の推進（ごみ処理量の削減）につながる余地は、十分にあると考えています。



* 環境省一般廃棄物処理実態調査結果（令和4年4月公表）による。

(3) 一般廃棄物処理基本計画における目標の達成状況

高砂市一般廃棄物処理基本計画において、令和4年度の市民1人1日当たりのごみ排出量の間目標として、家庭系ごみの目標値を590g、事業系ごみの目標値を223g、合計目標値を813gとしています。

合計目標値である813gに対し、令和2年度の実績は834gであり、目標を21g上回っている状況です。

計画目標を達成するためには、家庭系ごみの減量化を図る必要があります（事業系ごみは目標値以下を達成）。

表2 市民1人1日当たりのごみ排出量

区分	平成25年度 【基準年度】	令和4年度 【中間目標】	令和2年度 (実績)
家庭系ごみ (g/人・日)	実績値 709 (33)	目標値 590	実績値 635 (23)
事業系ごみ (g/人・日)	実績値 225 (13)	目標値 223	実績値 199 (10)
合計 (g/人・日)	実績値 933 (19)	目標値 813	実績値 834 (12)

*環境省一般廃棄物処理実態調査結果による。

*令和2年度の実績値は、令和4年4月に環境省ホームページで公表された最新データです。

*（ ）内の数字は、兵庫県下41市町での順位（少ないほど優）です。

2 指定ごみ袋制度の導入目的・理由

ごみの未分別や間違ったごみ出しは、ごみ処理量（焼却量）が増え、温室効果ガス排出量の増加などにより環境に負荷を与えるとともに、ごみ処理費用の増大につながります。

ごみ袋に分別区分やルール等を表記する指定ごみ袋制度を導入することで、ごみの適正排出と分別徹底の意識向上によるごみの減量化・再資源化の推進を図ります。

また、市境の地域では、他市からのものと思われるごみが持ち込まれているケースがあることの報告を受けており、高砂市のごみ袋を指定し明確に区別することで、市外からのごみの持ち込みを防止します。

※エコクリーンピアはりまのごみ処理に係る費用について

2市2町（高砂市、加古川市、稲美町、播磨町）から発生する可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみを広域的に処理する施設であるエコクリーンピアはりま（東播磨臨海広域クリーンセンター）のごみ処理費用は、2市2町のごみ量の割合により負担額が決定されます。

ごみ処理費用の負担額の低減を図るためにも、指定ごみ袋制度の導入についてご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

ごみ分別とごみ出しマナーの徹底

環境負荷の低減

市外からのごみの持ち込み防止

ごみの減量化・再資源化の推進

3 県下の導入状況

県下41市町のうち、18市町がごみ処理にかかる費用を袋の販売価格に上乗せする「ごみの有料化」を実施し、10市町が高砂市が導入を検討しているごみ袋の規格のみを定める指定ごみ袋制度（有料化ではない）を導入しています。

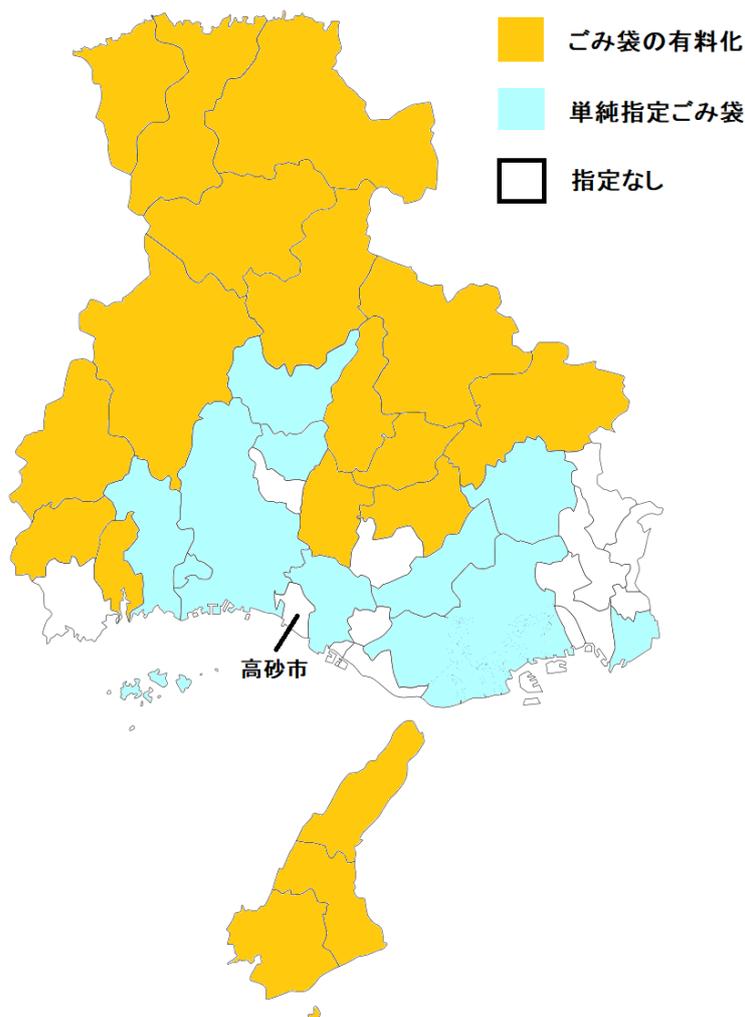
なお、近隣市においては、姫路市が指定ごみ袋制度を平成17年10月から導入しており、加古川市では令和3年6月1日から導入しています。

また、西宮市が令和4年4月1日から指定ごみ袋制度の導入を実施しており、芦屋市では、導入に向けての検討を開始しています。

表3 県下の市・町別導入状況（令和4年8月現在）

	市	町	計
有料化	13	5	18
指定袋制度	7	3	10
指定なし	9	4	13
計	29	12	41

図2 県下の市・町別導入状況分布図



4 指定ごみ袋制度の導入効果

(1) 燃やすごみ量の減量効果

指定ごみ袋制度を導入した県内自治体の可燃ごみ搬入量（家庭系収集ごみ）については、新たな分別収集の実施等に合わせて制度を導入し、大きな減量効果が得られた事例もありますが、県内自治体においては、平均 8.5%の減量効果が見られました。

高砂市においては、新たな分別収集の実施等に合わせて導入を行うものではないことから、減量効果は「3～5%」程度と見込んでいます。

※令和3年度の燃やすごみ搬入量（家庭系収集ごみ）の実績 = 15,770トン
仮に、高砂市の燃やすごみ搬入量（家庭系収集ごみ）が5%減量した場合の試算

⇒ 減量効果 約800トン（見込み）

（※高砂市民1人1日当たりのごみ排出量に置き換えると、約24gの減量化）

(2) 燃やさないごみ・粗大ごみ処理量の減量効果

燃やさないごみの指定ごみ袋を導入した全国の自治体の不燃ごみ処理量については、平均 13.3%の減量効果が見られました。

高砂市においても、ごみの排出状況の改善により、資源物等の分別徹底を図ることができれば、「10%以上」の燃やさないごみ・粗大ごみ処理量（家庭系ごみ収集量）の減量につながると見込んでいます。

※令和3年度燃やさないごみ・粗大ごみ処理量（家庭系収集量） = 1,400トン
仮に、高砂市の燃やさないごみ・粗大ごみ処理量が10%減量した場合の試算

⇒ 減量効果 約140トン（見込み）

（※高砂市民1人1日当たりのごみ排出量に置き換えると、約4gの減量化）

(3) 温室効果ガスの削減効果

ごみを焼却すれば二酸化炭素などの温室効果ガスが排出されるため、ごみ焼却量の削減は、地球温暖化の防止にもつながります。

指定ごみ袋制度の導入により、約800トンの燃やすごみ搬入量（処理量）の減量化が図られた場合、ごみの焼却処理に伴って排出される二酸化炭素の削減量は、年間で約330トン程度になると試算しています。

※ 試算における二酸化炭素排出量は、ごみの中に含まれるプラスチックごみ（石油が原料）の割合から、プラスチックごみを燃やしたときに出る二酸化炭素排出量となります。

生物由来の生ごみや紙などを燃やしたときに出る二酸化炭素は、もともと空気から取り込まれたものが再度放出されるだけなので、二酸化炭素排出量としてカウントしないことになっています。

5 これまでの検討の経過

- ・令和3年 8月 第2次高砂市環境基本計画（改訂版）の策定に係るアンケート調査を実施
※アンケートで「指定ごみ袋制度の導入」について、約60%の回答者から肯定的な意見をいただきました。
- ・令和3年10月 市長から高砂市廃棄物減量等推進審議会に諮問
「（施策案）高砂市指定ごみ袋制度の導入について」の諮問を行いました。
- ・令和3年10月 第1回廃棄物減量等推進審議会を開催（諮問内容について審議）
- ・令和3年11月 第2回廃棄物減量等推進審議会を開催（諮問内容について審議）
- ・令和4年 2月 第3回廃棄物減量等推進審議会を開催（諮問内容について審議後、市長へ答申）
3回の審議会開催を経て、高砂市廃棄物減量等推進審議会から市長に答申がなされました。

【答申内容（一部抜粋）】

本審議会では、指定ごみ袋制度の導入については、袋の価格にごみ処理手数料を上乗せするごみの有料化とは異なり、市民の経済的負担が少なく、高砂市の課題である不適正ごみの排出改善や家庭系ごみの減量化等に一定の効果が期待できる有効な方策であると考えます。

また、指定ごみ袋制度の導入にあたっては、市民に対して説明会の開催や広報等により丁寧な説明を行うとともに、十分な周知期間及び経過措置期間を設けた上で進められることを要望します。

6 指定するごみ袋の規格等について

（1）対象とするごみの種類

高砂市の課題改善を目的に「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」の2種類で検討します。



「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」の2種類で検討

（2）ごみ袋の容量

各世帯がごみ排出量に適した大きさの袋を選択することができるように、3段階の容量（大・中・小）とする方向で検討します。



45L（大）、30L（中）、15L（小）の3段階で検討

（3）ごみ袋の形状

一般的に使用されていた「平袋」に加えて、持ち運びしやすく、扱いやすい形状である「取っ手付き袋」も採用する方向で検討します。

(4) 色・印字色

隣接市である姫路市、加古川市の指定ごみ袋との違いが分かるように、袋の色・文字色の設定を検討します。

なお、燃やさないごみについては、刃物等の危険なごみが排出されることから、袋の色は中身が確認しやすいように無色透明で検討します。



- ・燃やすごみ ⇒ 袋の色：黄色半透明（印字色：赤色）で検討
- ・燃やさないごみ ⇒ 袋の色：無色透明（印字色：深緑色）で検討

(5) 材質・厚さ

燃やすごみに使用する袋については、薄くても重さに強く丈夫な材質である「高密度ポリエチレン」で、厚さは「0.020mm以上」のもの、また、燃やさないごみに使用する袋については、透明性に優れよく伸びて破れにくい材質である「低密度ポリエチレン」で、厚さは強度が保てる「0.025mm以上」のもので検討します（現在スーパーなどで市販されている一般的な半透明の袋は「0.015～0.020mm」の厚さです。）。

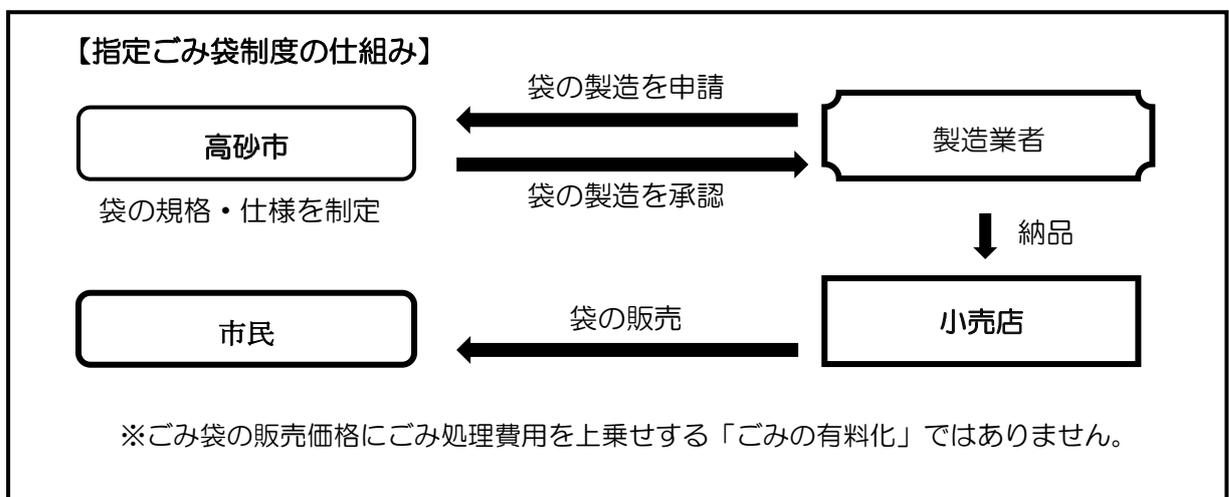


- ・燃やすごみ ⇒ 材質：高密度ポリエチレン 厚さ：0.020mm以上
- ・燃やさないごみ ⇒ 材質：低密度ポリエチレン 厚さ：0.025mm以上

(6) 指定ごみ袋の製造及び販売方法

指定ごみ袋の販売方法について、高砂市が指定ごみ袋の規格・仕様を定め、広く製造業者に公表した上で、規格・仕様に合った製造者の袋を認定し、事業者自由に販売してもらう方式で検討しています（ごみの有料化ではないため、ごみ袋の価格にごみ処理費用を上乗せすることはなく、高砂市の収入はありません。）。

- ※1 スーパーやホームセンター、ドラッグストアなどの小売店で幅広く販売される予定です。
- ※2 指定袋は販売価格にごみ処理費用を上乗せせず、民間事業者が自由に販売価格を設定することから、自由競争が働くものと思われます。
- ※3 高砂市が販売価格の設定や、在庫管理を行うことができないため、販売場所により、販売価格、品ぞろえに差が生じるおそれがあることをあらかじめご了承ください。



7 市民の皆さまへの周知

指定ごみ袋制度の導入に当たっては、広報たかさごをはじめ、ホームページ、SNS、アプリなどを活用して効果的な広報を行います。

また、ごみ減量等推進委員会、連合自治会（8地区）等で説明会を実施するとともに、要望に応じて自治会（124団体）ごとに説明会を実施するなど丁寧な説明に努めます。

8 指定ごみ袋制度の導入に向けたスケジュール

- ・令和4年 8月 パブリックコメントの実施
12月 定例市議会で条例改正の提案
- ・令和5年 1月 指定ごみ袋に関する要綱を制定
2月 周知期間（ごみ減量等推進委員会連絡会、連合自治会等で説明）
要望に応じて自治会（124団体）ごとに説明会を実施
- ・令和5年10月 指定ごみ袋販売
指定ごみ袋制度開始（経過措置、試行期間）
- ・令和6年 3月 完全実施

指定ごみ袋制度の開始時期（完全実施）

令和6年3月1日（予定）

9 指定ごみ袋制度についてのQ&A

Q1. 指定ごみ袋制度は、ごみの有料化ではないのですか？

A1. 高砂市が導入を進めている指定ごみ袋制度は、ごみの有料化ではありません。ごみ袋の価格にごみ処理費用を上乗せしないため、市販のごみ袋程度の価格で販売される見込みです。

Q2. 指定ごみ袋に入れるごみの種類は？

A2. 「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」の2種類です。高砂市の課題改善のため、2種類の指定ごみ袋を導入することにより、ごみの適正排出と分別徹底の意識向上によるごみの減量化・再資源化の推進を図りたいと考えています。

Q3. 指定ごみ袋の値段はいくらになるのですか？

A3. スーパーやホームセンター、ドラッグストアなどで販売されている市販のごみ袋の金額程度で販売される見込みですが、市が袋の厚さやごみ袋に印字する文字を指定するため、市販のごみ袋より若干高くなる可能性があります。

なお、中（30リットル）、小（15リットル）の袋は、大（45リットル）の袋より安価で販売される見込みです。

Q4. 指定ごみ袋制度が始まると、今まで使っていたごみ袋は使えないのですか？

A4. 経過措置期間（試行期間）を設けますので、その期間であればお使いいただけますが、完全実施後は指定ごみ袋で排出していただくことになります。

また、スーパーやコンビニのレジ袋をごみ袋として使用されている現状が多くあると思いますが、ごみの適正排出と分別徹底のため、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、あきかん類は、これまでどおり透明や半透明の袋をご使用して排出していただけますので、今まで使っていたごみ袋は、あきかん類の排出用としてお使いいただくか、生ごみ、紙おむつなどを小分けにして入れる「内袋」としてお使いください。

Q5. 指定ごみ袋はどこで販売されるのですか？

A5. 現在、ごみ袋が販売されているスーパーやホームセンター、ドラッグストアなどで流通・販売される予定です。

指定ごみ袋を製造する業者は登録制にしますが、販売店は登録制ではなく、自由に販売することができます。

Q6. 指定ごみ袋制度の導入で、ごみの不法投棄が増えるのでは？

A6. 他の自治体では、指定ごみ袋の導入により不法投棄が増えたという事例は聞かれませんでした。指定ごみ袋制度の周知・啓発に努めるとともに、ごみの排出状況の確認や不法投棄のパトロールを定期的実施するなど不法投棄の防止に努めます。